

2. 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1)一戸建ての住宅（建築基準法別表第2（い）項第二号に掲げるものは除く。） (2)巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令（以下「令」という。）第130条の4で定める公益上必要な建築物 (3)前各号の建築物に付属するもの（令第130条の5で定めるものを除く。）
		建築物等の容積率の最高限度	10/10
		建築物等の建ぺい率の最高限度	5/10
		建築物の敷地面積の最低限度	150㎡ （ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地についてはこの限りでない。）
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は1m以上とする。 ただし、隣地境界線までの距離が0.5m以上1m未満の建築物又は建築物の部分で次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 (1)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの (2)物置その他これらに類する用途（自動車車庫を除く）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの (3)自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3m以下であるもの
		建築物の高さの最高限度	建築物の高さは10m以下とし、軒の高さは7m以下とする。
		かき又は柵の構造の制限	道路境界線側に設置する垣又は柵の高さは、地盤面から1.7m以下とする。ただし、生垣はこの限りでない。

「区域は計画図表示のとおり」